（外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第二条　外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（有価証券届出書等の備置き及び公衆縦覧）	（有価証券届出書等の備置き及び公衆縦覧）
第十七条　［略］	**第十七条**　［同上］
2　前項の規定にかかわらず、法第二十五条第一項第一号及び第二号に掲げる書類に記載された有価証券の売出しに係る有価証券の所有者が個人である場合には、関東財務局長は、当該所有者の住所のうち、市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区。次条第二項において同じ。）までの部分以外の部分を公衆の縦覧に供しないものとする。ただし、当該書類の提出者が、関東財務局長に対し、当該所有者の住所のうち当該部分を公衆の縦覧に供することについて申出を行つたときは、この限りでない。	2　前項の規定にかかわらず、法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる書類に記載された有価証券の売出しに係る有価証券の所有者が個人である場合には、関東財務局長は、当該所有者の住所のうち、市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区。次条第二項において同じ。）までの部分以外の部分を公衆の縦覧に供しないものとする。ただし、当該書類の提出者が、当該関東財務局長に対し、当該所有者の住所のうち当該部分を公衆の縦覧に供することについて申出を行つたときは、この限りでない。
第十八条　［略］	**第十八条**　［同上］
2　前項の規定にかかわらず、法第二十五条第一項第一号及び第二号に掲げる書類に記載された有価証券の売出しに係る有価証券の所有者が個人である場合には、金融商品取引所及び認可金融商品取引業協会は、当該所有者の住所のうち、市町村までの部分以外の部分を公衆の縦覧に供しないものとする。ただし、前条第二項ただし書の規定により、当該部分が公衆の縦覧に供される場合は、この限りでない。	2　前項の規定にかかわらず、法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる書類に記載された有価証券の売出しに係る有価証券の所有者が個人である場合には、金融商品取引所及び認可金融商品取引業協会は、当該所有者の住所のうち、市町村までの部分以外の部分を公衆の縦覧に供しないものとする。ただし、前条第二項ただし書の規定により、当該部分が公衆の縦覧に供される場合は、この限りでない。
第二号様式	**第二号様式**
【表紙】	【表紙】
【提出書類】　有価証券届出書	【提出書類】　有価証券届出書
【提出先】　関東財務局長	【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日	【提出日】　年　月　日
【発行者の名称】	【発行者の名称】
【代表者の役職氏名】(2)	【代表者の役職氏名】(2)
【代理人の氏名又は名称】(3)	【代理人の氏名又は名称】(3)
【住所】	【住所】
【電話番号】	【電話番号】
【事務連絡者氏名】(4)	【事務連絡者氏名】(4)
【住所】	【住所】
【電話番号】	【電話番号】
【縦覧に供する場所】(5)	【縦覧に供する場所】(5)
名称 （所在地）	名称 （所在地）
［第一部～第三部　略］	［第一部～第三部　同左］
（記載上の注意）	（記載上の注意）
［(1)～(43)　略］	［(1)～(43)　同左］